

改

正

後

別添 共通構造部型式指定実施要領

目次～第14（略）

別表（略）～別紙 2（略）

第 1 号様式（略）～第 2 号様式の 2（略）

別記様式（特定共通構造部の範囲）（用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。）

特定共通構造部の名称及び型式：（例）ニッポン ABC123

	特定共通構造部審査試験項目に対応する保安基準等	審査対象	チェック欄				詳細説明
			(車名及び型式) ニッポン ●●－DEF123		(車名及び型式) ニッポン ●●－DEF456		
			(類別) 0001	(類別) 0002	(類別) 0001	(類別) 0002	
1～52（略）							
53	第18条の 2 <u>第 2 項</u> に定める基準に係るもの	側面保護装置（車両）					
54～86（略）							
87	第32条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項、 <u>第10項及び第11項</u> に定める基	前照灯					

現

行

別添 共通構造部型式指定実施要領

目次～第14（略）

別表（略）～別紙 2（略）

第 1 号様式（略）～第 2 号様式の 2（略）

別記様式（特定共通構造部の範囲）（用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。）

特定共通構造部の名称及び型式：（例）ニッポン ABC123

	特定共通構造部審査試験項目に対応する保安基準等	審査対象	チェック欄				詳細説明
			(車名及び型式) ニッポン ●●－DEF123		(車名及び型式) ニッポン ●●－DEF456		
			(類別) 0001	(類別) 0002	(類別) 0001	(類別) 0002	
1～52（略）							
53	第18条の 2 <u>第 4 項</u> に定める基準に係るもの	側面保護装置（車両）					
54～86（略）							
87	第32条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項 <u>及び第10項</u> に定める基準のう	前照灯					

	準のうち、前照灯（配光可変型前照灯を除く。以下同じ。）に係るもの（最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車を除く。）								ち、前照灯（配光可変型前照灯を除く。以下同じ。）に係るもの（最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車を除く。）							
88	第32条第1項、第2項、第4項、第5項及び第11項に定める基準のうち、前照灯に係るもの（最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に限る。）	前照灯（技術基準以外）							88	第32条第1項、第2項、第4項、第5項及び第10項に定める基準のうち、前照灯に係るもの（最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に限る。）	前照灯（技術基準以外）					
89	第32条第1項、第4項、第7項、第8項、第10項、第11項及び第12項に定める基準のうち、配光可変型前照灯に係るもの								89	第32条第1項、第4項、第7項、第8項、第10項及び第11項に定める基準のうち、配光可変型前照灯に係るもの						
90～91（略）								90～91（略）								
92	第32条第13項に定める基準に係るもの	前照灯洗浄器（単品）							92	第32条第12項に定める基準に係るもの	前照灯洗浄器（単品）					
93	第32条第14項に定める基準に係るもの	前照灯洗浄器（取付）							93	第32条第13項に定める基準に係るもの	前照灯洗浄器（取付）					
94～125の6（略）								94～125の6（略）								
125の7	第43条の11に定める基準に係るもの	眠気警報装置							（新設）	（新設）	（新設）					
125の8	第43条の12に定める基準に係るもの	脇見警報装置							（新設）	（新設）	（新設）					

126～135（略） 備考1 第90号及び第91号については、該当する保安基準の条項を記載したものを別途提出する。 2～6（略） 附則1（略） 附則2 共通構造部型式指定申請書等提出要領 第1～第4（略） 別表第1～別紙様式2（略） 別紙3 技術基準適合証明書様式例（第2関係） 令和 年 月 日 Date: Y. M. D. 国土交通大臣 殿 To: The Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 技術基準適合証明書 Certificate of Conformity to Technical Standards （略） 記載方法（略） 附則3～附則4（略） 附則5 電子申請を行う場合の共通構造部諸元表等の書面の作成要領 第1～第3（略） 別紙1 電子申請を行う際の添付書面作成要領	126～135（略） 備考1 第88号及び第89号については、該当する保安基準の条項を記載したものを別途提出する。 2～6（略） 附則1（略） 附則2 共通構造部型式指定申請書等提出要領 第1～第4（略） 別表第1～別紙様式2（略） 別紙3 技術基準適合証明書様式例（第2関係） 令和 年 月 日 Date: Y. M. D. 国土交通大臣 殿 To: The Minister for Land, Infrastructure, and Transport 技術基準適合証明書 Certificate of Conformity to Technical Standards （略） 記載方法（略） 附則3～附則4（略） 附則5 電子申請を行う場合の共通構造部諸元表等の書面の作成要領 第1～第3（略） 別紙1 電子申請を行う際の添付書面作成要領
--	---

- 1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を次表の1から56、59から64、66から70及び80から85に分けて分類する。
- 2 各申請等に必要な添付書面のみ提出すること。
- 3 電子申請時に添付するファイル形式はPDF形式とし、ファイル名は次表のとおり（半角、小文字）とする。
- 4 45及び55の添付書面については、縮小は行わず原寸大のものを添付すること。
- 5 2の添付書面については、TXT形式で提出すること。
- 6 81の添付書面については、EXCEL形式で提出すること。

項番	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
1～80（略）			
81	特定共通構造部（多仕様自動車）の範囲	EXCEL形式	souchihani
82	内部統制システムの概要を記載した書面	PDF形式	naibutousei
83	FMVSSに適合していることを証する書面	PDF形式	fmvsstekigou
84	安全性確保及び公害防止に係る書面	PDF形式	anzenkakuho
85	改善措置を行う能力を有すること を証する書面	PDF形式	kaizenmouryoku

注）項番64及び66の「第四条」とは、「自動車の特定改造等の許可に関する省令」（令和2年国土交通省令第66号）第四条を示す。

別紙2～別紙1－2（略）

附則6～附則7（略）

附 則

令和8年9月30日改正（国自審第1685号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和8年9月30日より施行する。

- 1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を次表の1から56、59から64、66から70、80及び82に分けて分類する。
- 2 各申請等に必要な添付書面のみ提出すること。
- 3 電子申請時に添付するファイル形式はPDF形式とし、ファイル名は次表のとおり（半角、小文字）とする。
- 4 45及び55の添付書面については、縮小は行わず原寸大のものを添付すること。
- (新設)
- (新設)

項番	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
1～80（略）			
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
82	内部統制システムの概要を記載した書面	PDF形式	naibutousei
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

注）項番64及び66の「第四条」とは、「自動車の特定改造等の許可に関する省令」（令和2年国土交通省令第66号）第四条を示す。

別紙2～別紙1－2（略）

附則6～附則7（略）

(新設)